

## 市民の皆様へ

8月27日から28日にかけて九州北部地方は、記録的な豪雨に見舞われ、本市においても土砂災害、床上・床下浸水、農作物の被害などが広範囲にわたり発生いたしました。

被災された市民の皆様には心からお見舞い申し上げます。

また、災害発生後、即座に復旧作業にあたりたいいただきました各地区消防団員をはじめ、関係者の皆様、ボランティアにお越しいただいた皆様に心からお礼申し上げます。

市内の被害の状況は、8月31日現在、死者、行方不明者はなく、住宅などの被害が、全壊1棟、半壊1棟、一部損壊2棟、床上浸水67棟、床下浸水229棟、その他生活基盤施設、農業施設などの被害が多数となっております。

市では、全力をあげて被災された皆様の状況把握、対応に努めております。そして、なにより被災された皆様が一日も早く、安心して生活できるように、職員と一丸となって取り組んでまいります。

小城市長 望月秀次

### 「罹災証明書」・「罹災届出証明書」について

8月27日からの大雨により家屋などへの被害を受けた個人および法人など（中小企業・個人事業者含む）に、下表（証明書の発行）のとおり申請受付、発行を行っています。

床上浸水などの被害に遭われた人は、お早めに申請を行ってください。

#### 受付時間

平日 8時30分～17時15分

#### 申請時に必要なもの

- ① 被害状況が確認できる写真
  - ② 被害物件の位置が分かる図面
  - ③ 運転免許証、旅券その他本人であることが分かる書類
  - ④ 印かん（認め印でも可）
  - ⑤ 代理人の場合は委任状
- ※申請書の裏面にある委任状を提出し、表面の「申請者」欄および「代理人」

欄に住所、氏名、連絡先、申請者との関係を記入してください。ただし、代理人が申請者の配偶者、同居の親族または当該住宅などに勤務する人である場合においては、委任状は不要です。

#### 【被害状況写真の撮り方について】

- ・被害の様子が分かるように撮影
- ・家屋の外をさまざまな角度から、また、浸水した高さが分かるように撮影
- ・室内の被害状況（キッチンや洗面台などの住宅設備、家電など）も分かるように撮影

#### 問 総務課（西館2階）

【担当】 岡本・栗原

☎37・6112

市ホームページから

被災者の皆さまへ

で検索

#### 証明書の発行

物件区分	証明書の種類	証明書の発行方法など	主な用途
被害を受けた住家（土砂流入・浸水の場合は床上浸水のみ）	罹災証明書	申請受付後、被害を受けた建物の調査を実施し、調査時において目視で確認できた建物の損傷内容に基づき「被害の程度」を認定した上で発行	※公的支援など
被害を受けた住家など	罹災届出証明書	市役所にて直ちに発行	保険請求など
被害を受けた住家など以外の不動産または動産（自動車・家財・償却資産など）	罹災届出証明書	同上	保険請求、県制度金融の申請など

※被害の程度などによっては、公的支援を受けられない場合もあります。